

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

### 内容見本 (B5判縮小)

第2 建築物の構造及び建築設備 2 構造強度

#### ○外装材の構造方法

第2 外装材は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他これらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。
- 二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

告示の内容を簡潔にまとめた見出しを付しています。

#### POINT

外装材について屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石等についてはボルト等の金物で軸組や構造耐力上主要な部分(全13)に緊結しなければなりません。また、同じくタイル等のものは銅線等の金物やモルタル等の接着剤で下地に緊結しなければなりません。

告示の要点や実務上の留意事項を解説しています。

設計業務や確認申請で特に重要な部分を抜粋して掲載しています。

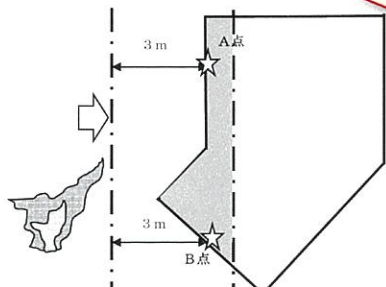
#### ○帳壁の構造方法

第3 地階を除く階数が3以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 帳壁及びその支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。
- 二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によってプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。
- 三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という。)A5524(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))1994、JIS A5504(ワイヤラス)1994又はJIS A5505(メタルラス)1995にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は副縁その他の下地材に緊結すること。
- 四 帳壁として窓にガラス入りのはめごろし戸(網入ガラス入りのものを除く。)を設ける場合にあつては、酸化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

適宜、図表を交えて解説しています。

図：延焼のおそれのある部分(配置図)



B点は火源に対して正対していないため、火源からの距離が同じA点よりも熱影響は小さい。

クリックすると表示されます。

#### ○耐火構造の構造方法を定める件

平成十二年五月三十日建設省告示第千三百九十九号

平成十六年九月二日国土交通省告示第一七七号  
 平成十七年六月二日国土交通省告示第六九号  
 平成二十六年八月二日国土交通省告示第八六一号  
 平成二十八年三月三〇日国土交通省告示第五三八号  
 平成二十九年三月二日国土交通省告示第二〇一号  
 平成三〇年三月二日国土交通省告示第四七二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

#### 耐火構造の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第二号へ及び第五号へに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。))を、当該取合い等の部分の表面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号、以下「令」という。)第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造(鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。)、鉄筋コンクリート造(鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。)、又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。)で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

## 告示でわかる

# 住宅設計基準のポイント

編集 住宅設計基準研究会  
 代表 横内 伸幸(元大阪府建築主事)

告示閲覧WEBサービス付

### 難解な告示規定の「要所」がわかる!

住宅設計に欠かせない告示を網羅!

膨大な建築関係の告示から住宅設計に關するものを選別し、建築基準法の体系に沿って分類・整理しています。

根拠の特定や重要事項の確認が容易!

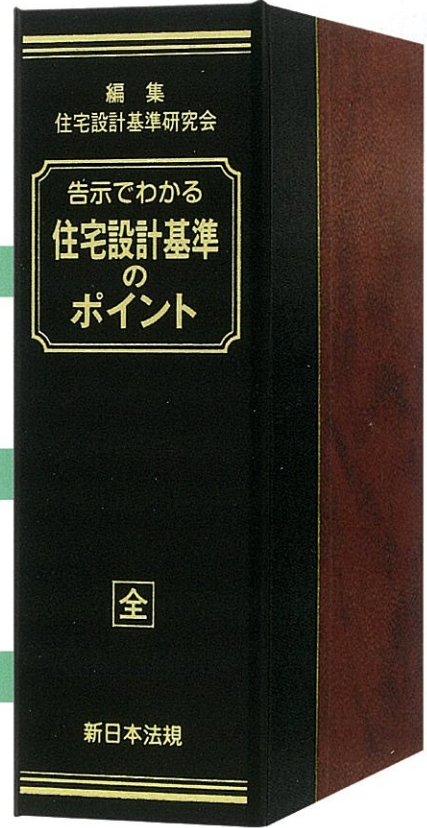
確認申請や設計業務で押さえておきたい告示の原文を抜粋し、実務上の留意点を解説しています。

信頼できる確かな内容!

建築法規に精通した行政経験者が、豊富な知見と実務経験を活かして執筆しています。

### 追録購読者特典

告示をWEBで閲覧できる!



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,100頁  
定価16,500円(本体15,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
 E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

## 新日本法規出版株式会社

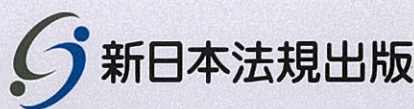
本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2020.11)665-1⑤

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
 法律出版社ならではの情報を発信



